

上越市犯罪被害者等支援条例を制定しました

■問合せ…市民安全課（☎025-520-5661）

犯罪被害にあわれた人やそのご家族・ご遺族は、生命を奪われる、傷害を負わされるといった直接的な被害にとどまらず、周囲の偏見などによる心無い言動、インターネットなどを通じた誹謗中傷などの「二次被害」に苦しめられる場合があります。

市では、受けた被害の早期回復・軽減や、日常生活の再建を図り、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「上越市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪被害者などが再び平穏な生活を過ごせるようになるには、身近な地域の人や事業所の皆さんの理解と協力が必要です。犯罪などの被害にあって困ったり苦しんだりしている人たちを社会全体で支えましょう。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョつとちゃん」



詳しくは

市民の役割	○犯罪被害者などが置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、地域社会で孤立させないように努める。 ○二次被害または再被害が生じることがないように配慮する。 ○市が実施する施策に協力するよう努める。
事業者の役割	○犯罪被害者などが置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、雇用や勤務条件をはじめ、その事業活動を行うにあたっては、二次被害や再被害が生じることがないように配慮する。 ○市が実施する施策に協力するよう努める。
市の役割	○犯罪被害者などの支援に関する各種施策を推進する。 ○関係機関などと相互に連携する。

犯罪被害者などへの主な支援

●相談窓口を設置しています

犯罪被害者などが直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や支援が可能な関係機関などへの連絡調整を行います。

一人で悩まずご相談ください。

犯罪被害者等支援総合窓口：市民安全課 防犯・交通安全係

☎025-520-5661 FAX 025-526-5061

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）



●見舞金を支給します

犯罪被害者などの経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。



詳しくは

見舞金の種類	支給額	支給対象者	見舞金の種類	支給額	支給対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなった人のご遺族	重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により、重傷病を負わされた人

※令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です